

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

群馬県は、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

群馬県知事

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務
②事務の概要	群馬県では、指定難病の患者に対し、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき医療給付を行っている。 具体的に実施する事務は：①新規、継続、変更、中止申請書の受理、審査、決定 ②指定難病患者台帳の整備 ③医療保険適用区分の照会 ④受診医療機関や居住地変更等の届出の受理 ④死亡や転出等の中止届出の受理 ⑤医療受給者証の交付・再交付 ⑥療養の費用に対する償還払い 等
③システムの名称	難病患者等公費負担システム
2. 特定個人情報ファイル名	
指定難病の患者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表第一 97の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第71条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法別表第二 119の項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の3 【情報提供】 番号法別表第二 26の項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 番号法別表第二 56の2の項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条 番号法別表第二 87の項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部感染症・がん疾病対策課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	生活こども部県民活動支援・広聴課情報公開係 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-226-2270
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部感染症・がん疾病対策課難病対策係 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-226-2611

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	I 1③システムの名称	公費負担システム(特定疾患システム)	難病患者等公費負担システム	事後	
令和1年6月10日	I 3法令上の根拠	番号法別表第一 98の項、難病の患者に対する医療等に関する法律及び施行令	番号法別表第一 97の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第71条	事後	
令和1年6月10日	I 4②法令上の根拠	番号法別表第二 56の2項	【情報照会】 番号法別表第二 119の項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の3 【情報提供】 番号法別表第二 26の項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 番号法別表第二 56の2の項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条 番号法別表第二 87の項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条	事後	
令和1年6月10日	I 5②所属長の役職名	保健予防課長 津久井 智	課長	事後	
令和1年6月10日	I 8連絡先	健康福祉部保健予防課疾病対策係 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-226-2611	健康福祉部保健予防課難病対策係 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-226-2611	事後	
令和1年6月10日	II 1いつの時点の計数か	平成26年10月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
令和1年6月10日	II 2いつの時点の計数か	平成26年10月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
令和1年6月10日	IVリスク対策	—	IVリスク対策に記載のとおり	事後	
令和3年9月1日	I 5①部署	健康福祉部保健予防課	健康福祉部感染症・がん疾病対策課	事後	
令和3年9月1日	I 7請求先	群馬県生活文化スポーツ部県民センター情報公開係	群馬県生活子ども部県民活動支援・広聴課情報公開係	事後	
令和3年9月1日	I 8連絡先	健康福祉部保健予防課	健康福祉部感染症・がん疾病対策課	事後	